

1. 事前調査（書面調査・目視調査）の結果報告提出

表2以外、すべての建物の解体・改修工事対象

表2 調査・報告義務の例外となる工事

報告が不要な工事 (調査は必要)	<ul style="list-style-type: none">・床面積 80 m²未満の解体工事・請負金額税込 100 万円未満の改修工事・請負金額税込 100 万円未満の工作物の解体・改修工事
調査が不要な工事	<ul style="list-style-type: none">・アスベスト除去を行う材料が木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、 畳、電球等、アスベストが含まれていないことが明らかなものであって、容易に取り外し可能であるなど、 周囲の材料を損傷させない作業・釘による固定/釘を抜くなど、当該物質が飛散する可能性がほとんどない作業

**報告義務者となるのは、建築物などの解体・改修工事を受注した
施工業者（元請事業者）です。**

下請事業者や発注者が調査報告を代行することはできません

**調査報告を怠った場合、または虚偽の報告を行った場合には、大気汚染防
止法に従い 30 万円の罰金が科されることがあります。**

建築物石綿含有建材調査業

有資格者 一般建築物石綿含有建材調査資格 AS2300287
石綿作業主任者 0002657

建築施工管理技士 満田政隆